

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 鮫島武信 様		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
あて名 〒550-0013 日本国大阪府大阪市西区新町1丁目2番13号 新町ビル905		発送日 (日.月.年) 24.07.2018	
出願人又は代理人 の書類記号 18056PCTT017		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2018/018421	国際出願日 (日.月.年) 11.05.2018	優先日 (日.月.年) 31.08.2017	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. B32B3/30(2006.01)i, B32B7/02(2006.01)i, B44F1/04(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) 山本印刷株式会社			

<p>1. この見解書は次の内容を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"><input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎<input type="checkbox"/> 第II欄 優先権<input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成<input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如<input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明<input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献<input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥<input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 <p>2. 今後の手続</p> <p>国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。</p> <p>この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。</p> <p>さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。</p>

見解書を作成した日 10.07.2018			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 齋藤 克也	4S 9344
		電話番号 03-3581-1101 内線 3474	

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
 - 出願時の言語による国際出願
 - 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。
 - a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 - 紙形式又はイメージファイル形式
 - b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
 - c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))
 - 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-10	有
	請求項		無
進歩性 (IS)	請求項	1-10	有
	請求項		無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-10	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

文献1 : JP 2006-289849 A (中井銘鋳株式会社) 2006. 10. 26
 文献2 : JP 6-44687 Y2 (大日本印刷株式会社) 1994. 11. 16
 文献3 : JP 7-36742 Y2 (大日本印刷株式会社) 1995. 08. 23

請求項1-10に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1-3に対して、新規性、進歩性を有する。

(1) 請求項1及び請求項2、並びにそれらを引用する請求項3-7に係る発明について

文献1には、透光性を有するシート本体(板状装飾体2)と、前記シート本体の後面側に配置された反射層(鏡面性を持たせた白押え層6)とを備えた加飾シート(パール模様装飾体1)において、

透光性を有するシート本体と、前記シート本体の後面側に配置された透光性を有するアンカーコート層(3)及び透光性を有する厚盛り部(凸レンズ4)と、前記厚盛り部の後面側に配置された反射層とを備える加飾シートが記載されている(特許請求の範囲、【0027】-【0034】及び図3, 4参照)。

そして、文献1には、文献1に記載された前記加飾シート(パール模様装飾体1)におけるアンカーコート層を着色したものとすることが記載されている(【0034】参照)。

しかしながら、請求項1, 2に係る発明において厚盛り部の後面側に配置されているのは金属的反射層であるのに対し、文献1に記載された前記加飾シート(パール模様装飾体1)において厚盛り部(凸レンズ4)の後面側に配置されているのは白色のインキを用いた反射層(鏡面性を持たせた白押え層6)である。また、文献1には、請求項1に係る発明のように、厚盛り部の周縁と金属的反射層の周縁とを略一致させることは記載も示唆もされていない。

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

文献 2（実用新案登録請求の範囲、実施例及び図面参照）及び文献 3（実用新案登録請求の範囲、実施例及び図面参照）のそれぞれには、透光性を有するシート本体（文献 2 における基材層 2、文献 3 における透明表面層 1）と、前記シート本体の後面側に配置された金属的反射層（文献 2 における金属蒸着層 4、文献 3 における光反射層（アルミ蒸着層） 3）とを備えた加飾シート（文献 2 における積層シート 1、文献 3 における光輝性装飾シート）において、

透光性を有するシート本体と、前記シート本体の後面側に配置された透光性を有する厚盛り部（文献 2 における中間樹脂層 3 の凹凸面、文献 3 における透明エンボス樹脂層 2）と、前記厚盛り部の後面側に配置された反射層とを備える加飾シートが記載されている。

しかしながら、請求項 1， 2 に係る発明における着色インキによる着色層をシート本体の後面側に配置することは、文献 2 及び文献 3 のいずれにも記載も示唆もされていない。

（2）請求項 8、並びにそれを引用する請求項 9， 10 に係る発明について

請求項 8 に係る発明は、請求項 2 に係る発明の加飾シートの製造方法の発明であるといえる。したがって、請求項 8、並びにそれを引用する請求項 9， 10 に係る発明は、請求項 2 に係る発明と同様に、文献 1－3 に対して、新規性、進歩性を有する。